

## 実質化された豊北八城No.1,2、寺畑、寺地No.4団地人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名)                          | 作成年月日     | 直近の更新年月日 |
|------|--|-----------|----------|
| 下関市  | 豊北町大字滝部、北宇賀地区<br>(上畑集落、下畑集落、寺畑集落、寺地集落) | 令和3年3月31日 |          |

## 1 対象地区の現状

|                                      |         |
|--------------------------------------|---------|
| ①地区内の農地面積                            | 33.7 ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 23.4 ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計            | 12.8 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計                | 0 ha    |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計           | — ha    |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計    | 5 ha    |
| (備考)                                 |         |

注1:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注2:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注3:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

注4:地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計は、アンケート調査の結果等により記載します。

## 2 対象地区の課題

耕作放棄地が出ないよう、集落内で連携した農地・水路・農道の維持活動、また機構との連携をプランに組み入れることが求められる。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

寺畑集落の畑地利用は、中心経営体である認定農業法人が担っているが、後継者(組合員メンバー)の育成及び地域外からの入り作や新規就農者の受け入れを促進することで対応していく。

上畑、下畑集落において、今後土地所有者自身が耕作できなくなった畑地利用については、中心経営体である認定農業者に集積する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(中心経営体)

| 属性 | 農業者<br>(氏名・名称) | 現状   |                    | 今後の農地の引受けの意向 |                    |         |
|----|----------------|------|--------------------|--------------|--------------------|---------|
|    |                | 経営作目 | 経営面積               | 経営作目         | 経営面積               | 農業を営む範囲 |
| 計  | 2経営体           |      | 14.1 ha<br>肉用牛 49頭 |              | 19.1 ha<br>肉用牛 70頭 |         |

注1:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注2:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

|  |
|--|
| 農地中間管理機構の活用方針<br>上畑・下畑集落においては、必要に応じて活用する。  |
| 新規・特産化作物の導入方針<br>高付加価値化として、観光で需要の高い果物の栽培面積を拡大し、経営の安定化を図る。<br>ET技術を活用して、優良雌牛の生育を図る。 |
| 鳥獣被害防止対策の取組方針<br>集落ぐるみ及び行政機関で侵入防止柵や檻の設置を検討し、捕獲体制の構築等に取り組む。                         |
| 交付金を活用した取組方針<br>多面的機能支払制度を活用した水路・農道を含む農地の維持管理に努める。                                 |